

# 清瀬市広報掲示板利用及び管理規定

## (目的)

第1条 この規定は、行政情報の提供や市民相互の情報交換の場として有効な清瀬市広報掲示板（以下「広報掲示板」という）の利用及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規定において広報掲示板とは、一般市民に対する広報を目的として、市が設置した掲示板（各施設内のものを除く）をいう。

## (使用の許可)

第3条 広報掲示板は、公の行事や催し物、その他法令等に基づき市民に周知することが必要なもの、及び主に清瀬市内を拠点としたサークル等が、期限が決まっている集会・行事・催し物等のお知らせのために掲示するもの。

ただし、次に掲げる掲示物は掲示することができない。

- ア. 政治・宗教・営業活動を目的とするもの
- イ. 公序良俗、公共の福祉に反するもの
- ウ. 求人・求職に関するもの（ただし、国などの行政機関が実施するものは除く）
- エ. 相談（業務）に関するもの（ただし、国などの行政機関が実施するものや、有資格者等の団体による、公的事業に類するものは除く）
- オ. 会員募集・通年キャンペーン他、日常的に継続されている活動
- カ. 活動拠点が市内でない団体
- キ. 物品の販売等、営利を目的の一つとした催し物案内に関するもの
- ク. 内容が事実と相違するなど、市民の信頼を損なったことのある団体または個人が催すもの

## (掲示物)

第4条 掲示物の大きさは、概ね42cm×60cm（A2サイズ）以内のもので、素材は紙質で作成したものとす。ただし、法令等で市民に周知する必要があるもの、及び市や指定管理者が主催する行事やPRを目的として作成したものについてはこの限りではない。

2 前項の掲示物には、催し期間・時間・場所・サークル名・問合せ先などを明記する。

## (掲示期間)

第5条 掲示物の掲示期間は、14日以内とする。ただし、法令等で市民に周知する必要があるもの、及び市や指定管理者が主催するイベントで長期に掲示すべきと市が判断したものを除く。

2 前項規定により、掲示した掲示物と同一のものについての掲示期間の延長又は再掲示は認めないものとする。

## (掲示物の処理)

第6条 掲示期間が満了したときは、掲示を行った者が速やかに掲示物を取り外す。

2 掲示を行った者は、掲示物が汚損又は破損した場合、掲示期間中であっても速やかに除去等の必要な措置を講じ、美観の保持に努めなければならない。

## (掲示者への警告等)

第7条 掲示物を取り外さない等、利用の規定を順守しない団体等については、市は文書または口頭で警告するものとする。それでもなお、改善されない場合は、次回より当該団体等に対して掲示許可を出さないものとする。

## (掲示の申請・許可の方法)

第8条 広報掲示板に掲示をしようとする者は、事前に市長に申請し、掲示物の見やすいところに許可印を押印するものとする。ただし、当該掲示板の管理団体等が掲示するものについてはこの限りではない。

## (管理団体等)

第9条 広報掲示板の維持管理については、管理を行う団体等（市民サークルを除く）を募集し、その管理団体等に次の業務を委ねることができる。

- ア. 掲示期間が過ぎたにもかかわらず取り外されていない掲示者の市への通報
- イ. 板面の定期的な整理及び清掃
- ウ. 広報掲示板の破損等を発見した場合の、市への通報
- エ. その他必要と思われる業務

**(附則)**

この規定は、平成31年3月1日より施行する。